

第 8 期葛飾区障害福祉計画・第 4 期葛飾区障害児福祉計画の策定 及び葛飾区障害者施策推進計画の見直しについて

1 第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画の策定について

現行の第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画は、令和 8 年度末で 3 年間の計画期間が満了します。そして、今年度末に公表が予定されている新たな「国の基本指針」に基づき、サービス提供量の実績や、障害のある方のニーズ等を踏まえて、各種サービスの必要量を見込み、確保策等について、新たに令和 9 年度から令和 11 年度の 3 年間の計画期間とする「第 8 期障害福祉計画」及び「第 4 期障害児福祉計画」を策定します。

2 障害者施策推進計画の見直しについて

現行の障害者施策推進計画は、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間の計画期間としています。今回の見直しは、施策推進計画の計画期間の折り返しにあたり、第 8 期障害福祉計画及び第 4 期障害児福祉計画の策定内容や社会情勢の変化に伴うものについてのみ見直しを行います。

3 計画策定スケジュール（案）

- (1) 第 1 回 障害者施策推進協議会【令和 8 年 7 月（予定）】
*計画の策定方法について
- (2) 第 2 回 障害者施策推進協議会【令和 8 年 9 月（予定）】
*計画素案の検討
*パブリックコメント実施スケジュール（案）
- (3) 区議会（保健福祉委員会）への報告
*パブリックコメントの実施について
- (4) パブリックコメントの実施
- (5) 第 3 回 障害者施策推進協議会【令和 9 年 1 月（予定）】
*計画（案）の検討
- (6) 区議会（保健福祉委員会）への報告
*計画（案）について
*パブリックコメント実施結果について
- (7) 計画の確定